

○文部科学省令第二十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条及び第四十九条の七の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「及び体育」を「、体育及び外国語」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五十一条関係）

区 分		第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
国語	三〇六	三一五	二四五	二四五	一七五	一七五	
社会	七〇	九〇	一〇〇	一〇五			

総授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	外国語活動の授業時数	特別の教科である道徳の授業時数	数時業授の科教各							
					外国語	体育	家庭	図画工作	音楽	生活	理科	算数
八五〇	三四	/	/	三四	/	一〇二	/	六八	六八	一〇二	/	一三六
九一〇	三五	/	/	三五	/	一〇五	/	七〇	七〇	一〇五	/	一七五
九八〇	三五	七〇	三五	三五	/	一〇五	/	六〇	六〇	/	九〇	一七五
一〇一五	三五	七〇	三五	三五	/	一〇五	/	六〇	六〇	/	一〇五	一七五
一〇一五	三五	七〇	/	三五	七〇	九〇	六〇	五〇	五〇	/	一〇五	一七五
一〇一五	三五	七〇	/	三五	七〇	九〇	五五	五〇	五〇	/	一〇五	一七五

備考

一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほかには、宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

別表第二の二を次のように改める。

別表第二の二（第五十二条の三、第七十九条の五第一項、第七十九条の十二関係）

各 算数	区 分		第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
	社会	国語						
一三六	/	三〇六						
一七五	/	三一五						
一七五	七〇	二四五						
一七五	九〇	二四五						
一七五	一〇〇	一七五						
一七五	一〇五	一七五						

備考

総授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	外国語活動の授業時数	特別の教科である道徳の授業時数	数時業授の科教						
					外国語	体育	家庭	図画工作	音楽	生活	理科
八五〇	三四	/	/	三四	/	一〇二	/	六八	六八	一〇二	/
九一〇	三五	/	/	三五	/	一〇五	/	七〇	七〇	一〇五	/
九八〇	三五	七〇	三五	三五	/	一〇五	/	六〇	六〇	/	九〇
一〇一五	三五	七〇	三五	三五	/	一〇五	/	六〇	六〇	/	一〇五
一〇一五	三五	七〇	/	三五	七〇	九〇	六〇	五〇	五〇	/	一〇五
一〇一五	三五	七〇	/	三五	七〇	九〇	五五	五〇	五〇	/	一〇五

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 各学年においては、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより義務教育学校、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程を編成するために必要な教科等（別表第二の三において「小中一貫教科等」という。）の授業時数に充てることができる。

#### 附 則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。